

私たちはボランティア精神のもと  
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

# 会報/市民後見人の会 No. 116

2017年7月21日発行 通巻No.126

創刊2007年2月27日

## 発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井1-15-1 品川成年後見センター分室3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～16時の間対応します。)

TEL&FAX : 03-6303-8265

MAIL : npokouken@gmail.com HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

## ◆勉強会を開催◆

7月8日(土)、午後1時半～5時半まで、本会后見部会主催による勉強会が、品川区荏原第五地域センターで行われ、今年度の新会員4名を含む28名の会員が参加しました。

小松統・部会員による後見報告書新様式についての説明、6月に区社協が開いた市民後見人交流会の報告が行われた後、八潮在宅介護支援センター・菊池広美ケアマネージャーによる「介護保険サービス」の講義となりました。

介護保険の相談、申請から利用の流れ、ケアマネージャーの役割、介護予防・日常生活総合支援事業の話分かりやすく解説して頂きました。後見業務における介護保険の重要性も相まって、質疑も活発に行われました。

その後、新後見担当者による現状報告、懇談会と続き、「このような勉強会は日頃顔を合わせる機会の少ない会員同士の意見交換の場として有意義」、「知識を高める為にも必要」などと歓迎する声も多数、聞かれました。



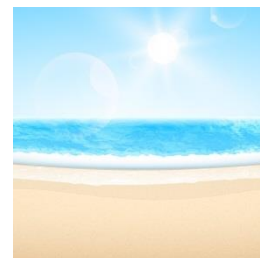
(取材・執筆/杉山麻里子会員)

## ◆拡大実行委員会を開催◆

7月15日(土)、午後1時半～3時半まで、来年7月14日15日に行われる本会創立10周年記念事業の拡大実行委員会が荏原第五地域センターで行われました。各WGの代表者他からこれまでの報告と質疑応答がなされ、着々と準備が進んでいる様子が伺われました。

## ◆6 月度理事会報告◆

- 1 日時場所 平成 29 年 6 月 19 日（月）17 時 00 分～19 時 40 分、品川区本会事務所
- 2 出席理事 古賀忠壹理事長（議長）、高原三平事務局長、朝倉鈴子、大岡朋子、  
國枝園子、澤谷義則、杉谷徹夫、高橋宣子、中越勝各理事
- 3 欠席理事 安齋実理事
- 4 オブザーバー 青木誠、小松統各監事、金城清会報編集人



<審議事項>①事務局、各部会の役割（会務細則）改正について決議した。

②「（仮称）月曜カフェ」の設置について決議した。

<協議事項>①平成 29 年年度業務指導委員会のあり方、本年度の開催について協議した。

<報告・連絡事項>①総会・茶話会等について報告があった。（高原）

②東京都への NPO 法人報告書を郵送する旨報告があった。（大岡）

③社協支援員及び後見業務希望の一名の方が、今年度は保留とする旨の報告があった。（高原）

④後見事務報告書月次チェック講評について報告があった。（中越）

⑤平成 29 年度第 1 回勉強会（後見部会主催）について案内があった。（中越、國枝）

⑥10 周年記念事業について、以下の通り報告及び連絡があった。（古賀）

○日時は、成 30 年 7 月 14 日（土）、15 日（日）

会場は「きゅりあん小ホール」、パーティ会場は「同大会議室」

○第 3 回拡大（全メンバー）実行委員会の開催

○6 月 17 日開催のシンポジウム WG の報告（大岡）

⑦事務局会議開催日を 7 月より、原則第一、第三月曜日午前 10 時より 12 時までとする旨の連絡があった。（高原）

⑧平成 29 年年度市民後見人交流会（6 月 15 日、品川成年後見センター主催）について報告があった。（中越、小松）

⑨「後見人等活動状況一覧 H29.6.19」の案内があった。（中越）

⑩新後見担当者の書類（履歴書、誓約書、写真等）提出が、対象者 7 名全員からあった。（高原）

⑪久光製薬ほっとハート倶楽部への寄付申込につき今週中提出する旨の報告があった。（高原）

⑫本会案内パンフが広報部会の手配により区内 59 か所に設置された旨の報告があった。（金城）

⑬社協支援員の平成 28 年度活動報告を各人に依頼するとの連絡があった。（高原）

⑭平成 29 年 7 月度当番表について連絡があった。（杉谷）

<今後の予定>

①勉強会（後見部会主催） 7 月 8 日（土）13 時 30 分～（荏原第五集会所）

②第 3 回記念事業拡大実行委員会 7 月 15 日（土）13 時 30 分～（荏原第五集会所）

③7 月度理事会 7 月 18 日（火）17 時～

④（仮称）「月曜カフェ」 7 月 24 日（月）10 時～

（記録/高原三平）

## ◆ 2008 (平成 20) 年 ◆

～回顧 10 年 連載①～

本会は 2008 年 1 月 24 日付けで東京都から特定非営利活動法人 (NPO) として認められた。前身組織の任意団体・市民後見人の会事務所 (東京都品川区小山 5-16-9 睦荘 101 号室) に認証書が郵送されたのは 29 日だった。2 月 6 日、法人登記の手続きを行った。5 月 24 日、東京・港区のさわやか福祉財団会議室で任意団体の解散確認総会と 08 年度 NPO 法人・市民後見人の会第 1 回総会を開き、理事長=森本恒吉 (10 年 6 月死去)▽理事=和久井良一、曾根清次、古賀忠壹、吉野充巨 (17 年 2 月死去)▽監事=北雷次 (敬称略) を選出した。

「認知症になっても安心して暮らせる社会の構築」をスローガンに市民後見人運動を進めてきた私たちは、NPO 法人へと移行した新たな段階にきて、2 月発行の会報「市民後見人 No. 2」で「この運動が、品川の地を振り出しに全国各地へ燎原の火のごとく広がっていけば、世界に例のない少子高齢社会にもまた明るい未来が展望されるのではないかと考えます。まさに大河の一滴ではありますが、焦らず着実に大地に根ざした運動をしていきましょう」と呼びかけた。8 月に家裁に提出した書類によると会員数は 42 人 (男女各 21 人) だった。

こうした本会の動きに品川区、品川区社会福祉協議会も素早く対応し、大正 11 年生まれと昭和 5 年生まれの区内在住女性について、本会を成年後見人、同社協を成年後見監督人とする 2 件の申立てを行った。東京家庭裁判所は、それを認める審判をそれぞれ 8 月 27 日と 9 月 4 日に出した。後見人活動の実践は、この 2 件の審判が出発点となった。

06 年に同区内で企業 OB から受講生自らがカリキュラムを組み、各分野の専門家を招き、市民後見人養成講座が開催された。その修了生を母体に任意団体「市民後見人の会・品川」が誕生、07 年 5 月に NPO へ発展させるための組織「市民後見人の会」へ衣替えしてきた私たちの活動は、養成講座開催や後見制度普及ビデオ上映会などが主なものだったが、家裁のこの審判で後見人活動が加わり、より重層化し多様化した。

後見人活動の実践スタイルは、会員の男女二人一組で一人の被後見人をお世話する「正・副担当制」で進められた。「市民後見人 No.7」(9 月発行)には「皆さんの知恵を出し合い『理想の法人後見』のあり方をこの 2 件のケースで追求していきましょう」と記され、その流れは、今日の後見部会活動へと日々工夫を重ねながら引き継がれている。

当時、東急目黒線・西小山駅近くにあった事務所は、森本・初代理事長のご厚意で持ち家の一室を無償で借りた。11 年 2 月 1 日に同区八潮地区に移転するまで会員が出入りし、10 年の歴史を刻む最初の活動拠点となった。

(執筆/古賀忠壹)

**\*本連載は来夏発行の 10 周年記念誌の基礎となるもので、加除・誤記等の指摘があれば古賀までご連絡下さい。**

7 月 15 日 (土) 16 (日)、恒例の八潮祭り (品川区民祭り) が開催され、本会広報部会も参加し、本会の紹介、成年後見の普及につとめました。炎天下、砂ぼこりの中、参加された広報部員の皆さん、大変お疲れ様でした。詳細は次号でご案内します。

(編集/金城 清)